随意契約結果及び契約の内容

工　事　の　名　称	国道３号夕葉橋応急復旧工事
工　事　概　要	ベント設置工：２基
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局　熊本河川国道事務所長 和田　賢哉
契　約　年　月　日	令和　８年　８月　５日
契　約　業　者　名	三井住友建設（株）九州支店
契約業者の住所	福岡県福岡市博多区上呉服町１０－１
契　約　金　額	１６，１３１，５００円（税込み）
予　定　価　格	１６，２１４，０００円（税込み）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
工　事　場　所	熊本県八代市麦島東町地先～高下西町地先
工　事　種　別	橋梁補修工事
工　期　（自）	令和　８年　８月　５日
工　期　（至）	令和　８年　９月　７日
備　考	

随　意　契　約　理　由　書

１．件　　名　　国道３号夕葉橋応急復旧工事

２．履　行　場　所　　熊本県八代市麦島東町地先～高下西町地先

３．随意契約の相手方　　名 称　三井住友建設（株）九州支店
住 所　福岡市博多区上呉服町１０番１号
電 話　０９２－２８２－１３０５

４．随意契約適用法令　　会計法第２９条の３第４項及び
予算決算及び会計令１０２条の４第３号

５．当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由

１）当該工事の目的

本工事は、令和８年熊本地震により、夕葉橋が損傷していることから、緊急復旧工事を実施するものである。

２）当該工事の内容

令和８年７月２８日発生の熊本地震において、国道３号夕葉橋上部工が損傷していることから、応急復旧工事を実施するものである。

３）随意契約に付する理由

本工事は、令和８年熊本地震により国道３号夕葉橋が損傷していることから応急復旧工事を実施するものである。

三井住友建設（株）九州支店は、一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会九州支部の会員であり、一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会九州支部長と九州地方整備局長は、「災害時における九州地方整備局管内の災害応急対策業務の支援に関する協定書」に基づき対応可能な会員として推薦された者の中から、本工事を遂行するために必要な、橋梁上部工工事及び橋梁補修・補強工事の実績を有しており当該地域における災害復旧工事の実績を有するなど精通していることから、会員企業である三井住友建設（株）九州支店を契約相手方に特定したものである。

以上のことから本件を遂行するためには三井住友建設（株）九州支店が唯一の契約相手と判断したものである。

このため業務は、会計法第２９条の３第４項及び予算決算及び会計令１０２条の４第３号により、三井住友建設（株）九州支店と随意契約を締結するものである。

（随意契約理由書作成者）
道路管理第二課長